

子育て応援すまいるフェスタ実行委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、子育て応援すまいるフェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、子育て世代に魅力あるまち「たるみ」を発信。垂水区で活動する子育て支援団体と市民や地域、行政などが、社会全体で協働して支え合う、子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 子育て応援すまいるフェスタの実施、推進に関する会議の開催。
- (2) 子育て応援すまいるフェスタの啓発、宣伝に関すること。
- (3) 子育て応援すまいるフェスタの参加団体に対する協力、助言に関すること。
- (4) 関係機関との連絡・情報交換に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要と認められる事項。

(組織)

第4条 実行委員会は、子育て応援すまいるフェスタの目的に賛同する非営利の団体・個人により組織する。

(実行委員会)

第5条 実行委員会は、実行委員をもって構成し、実行委員長が召集する。

(実行委員会の任務)

第6条 実行委員会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めたこと。

(実行委員会の議長)

第7条 実行委員会の議長は、委員長が行い議事の運営にあたる。

(役員)

第8条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上2名以下
- (3) 会計 1名

(役員の仕事)

第9条 役員は次の業務にあたる。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理及び代行する。
- (3) 会計は、実行委員会の会計業務を行う。

(役員を選出)

第10条 役員を選出にあたっては、実行委員会により選出する。

(役員の仕事)

- 第11条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は後任の決定するまでその職務を執行する。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務局は、神戸市垂水区名谷町寺池 1452-1 NPO 法人ひと・コネクト 兵庫内に置く。

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、補助金及び参加費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めない事項については、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年9月1日から施行する。